

令和7年度静岡県産日本酒（G I 静岡）知名度向上事業業務委託企画提案募集要領

1 趣旨

静岡県は、県産日本酒の知名度向上と販路拡大を図るため、令和5年11月に指定を受けた地理的表示「G I 静岡」を活かしたプロモーションを展開している。

そこで、県産日本酒の魅力や楽しみ方を紹介するイベントを実施し、訪日外国人旅行者（以下「インバウンド」という。）を含む幅広い層に当該イベントを活用し情報発信することで、県産日本酒の特長、魅力を周知し、知名度向上を図り消費拡大につなげるため、本募集要領に基づき企画提案を募集する。

2 公告

令和7年11月25日（火）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事 鈴木 康友
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部商工業局地域産業課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電 話 054-221-2520 FAX 054-221-5002
メー ル chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 名称
令和7年度静岡県産日本酒（G I 静岡）知名度向上事業業務委託
- (2) 業務内容
静岡の風土や独自の技術により産み出される県産日本酒の特長、魅力、楽しみ方を伝えるイベントを企画立案、実施するとともに、インバウンドを含む幅広い層を対象に効果的な情報発信を行う。
詳細は、別紙「令和7年度静岡県産日本酒（G I 静岡）知名度向上事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和8年3月23日（月）まで
※ただし、イベントの実施は令和8年3月6日（金）まで
- (4) 委託限度額
1,185,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (5) 委託費の支払方法
受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、以下のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別精算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 倒産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間において、都道府県民税を滞納している者でないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

- (1) 日程

ホームページによる公告開始	令和7年11月25日（火）
質問書の提出期限	12月2日（火）午後5時
質問書の回答	12月5日（金）
企画提案書・宣誓書の提出期限	12月10日（水）午後5時
審査会（プレゼンテーション）の通知	12月12日（金）予定
審査会（プレゼンテーション）	12月16日（火）
審査結果の通知	12月22日（月）まで
- ※ 応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は質問書（様式1）を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問又は提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和7年12月2日（火）午後5時まで

イ 提出先

静岡県経済産業部商工業局地域産業課（chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp）

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答

質問提出期限終了後に一括して、静岡県経済産業部商工業局地域産業課ホームページ「令和7年度静岡県産日本酒（G I 静岡）知名度向上事業業務委託企画提案募集について」内に公開する。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

参加する者は、以下の書類等を提出すること。

区 分	内 容	様 式
企画提案応募申込書	必要事項を記入すること ※押印不要	様式2
企画提案書	事業実施計画、事業執行体制、事業執行スケジュール、PRポイント、過去実績等を記載すること	任意様式（A4）
会社概要	定款及び組織、沿革、事業内容等のわかるもの	任意様式（A4）
見積書	・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 ・以下の経費については、本業務の実施に必要なものであっても対象としない。 - ア イベント参加者の旅費、交通費、宿泊費、交流費、販促品提供費等個人への給付経費に該当するもの - イ イベントに係る飲食費で総額10万円を超えるもの - ウ 提案者の他業務と区別できない経費	任意様式（A4）
宣誓書	必要事項を記入すること	様式3
（該当する場合のみ） パートナーシップ 構築宣言書の写し	※「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先と共存共栄関係を築くために、企業規模に関わらず、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する取組	—

ア 提出期限

令和7年12月10日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出先

静岡県経済産業部商工業局地域産業課（県庁東館7階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話 054-221-2520

メール chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール、直接持参又は郵送

※確認のため、電子メール、郵送により提出する際は、電話にて連絡をすること。

※郵送の場合は、「書留」により提出書類を6部送付すること。

7 審査に係る事項

(1) 審査対象

審査は、本要領4(4)に示した委託限度額以内である提案を対象とする。

(2) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織する審査会が行う。本要領7(3)ウに示した審査項目に基づき、評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(3) 審査会

ア 日時及び場所

日時：令和7年12月16日（火） 午後

場所：Zoom を活用したオンライン審査会を想定

※詳細は、企画提案書の提出期限後、別途電子メールにて通知する。

イ 注意事項

- ・プレゼンテーションには企画提案書を用いること。必要に応じ補足資料を使用することは妨げない。
- ・時間は、各提案者20分以内（説明15分以内、質疑応答5分以内）とする。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

ウ 審査項目及び評価基準

企画提案の内容について、以下の審査項目及び評価基準に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において最も得点の高い者を契約候補者として選定する。
なお、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

審査項目	評価基準	配点
企画性	県産日本酒（G I 静岡）の特長や魅力を理解し、知名度向上につながる効果的な提案内容となっているか。	20
人選	目的を達成できる効果的な人選（インバウンド含む）となっているか。	20

情報発信	効果的な情報発信の手法となっているか。	20
成果把握	イベントの効果を把握できる手段が考えられているか。	15
確実性	事業実施に係る豊富な知識、経験及びノウハウを有しているか。	10
実施体制	事業実施に十分な業務受託体制となっているか。	10
経費見積の妥当性	事業内容に見合った経費積算となっているか。	5
社会的取組	パートナーシップ構築宣言企業であるか。 ※「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先と共存共栄関係を築くために、企業規模に関わらず、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する取組	5
合 計		105

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月22日（月）までに、全ての提案者に電子メールにて通知する。

8 契約方法

静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。なお、契約に当たっては、契約価格の限度額の範囲内において、企画提案の内容を一部修正する場合がある。

9 留意事項

- (1) 企画提案は1者につき1案とする。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 審査結果に関する疑義は、受け付けない。
- (6) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

- (7) 提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。
- (9) 本委託業務の成果品の著作権は、原則として委託者に帰属することとし、委託者以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、委託期間以降も継続して利用する、又は今後実施する他の事業において使用する場合がある。
- (10) 提案内容は、採用された場合に受託者が責任を持って実現できるものとする。こと。
なお、提案者の事情（調整先含む）により、提案内容が実現できない場合においては、当該提案に係る金額を契約額から減額し、変更契約を行う可能性がある。
- (11) 本業務の受託者（再受託又は下請け等の者を含む）は業務を遂行するに当たり、知り得た情報について、県の許可なくして外部に漏らしてはならない。
- (12) 天災その他不可抗力の原因による社会情勢の変動により、契約後、当業務委託を中止又は内容を変更する場合がある。

10 問合せ先

静岡県経済産業部商工業局地域産業課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話 054-221-2520 FAX 054-221-5002

メール chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp